令和８年度

消費者行政のまとめ

（令和７年度実績）

豊　田　市

目　　次

1　消費者行政組織・体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　消費生活相談概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

3　啓発活動・教育の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

4　計量の適正化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

5　製品安全４法及び家庭用品品質表示法　・・・・・・・・・　12

6　豊田消費生活センター　・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

1　消費者行政組織・体系

（1）沿革

昭和 41 年 8 月　消費者行政開始(「地方公共団体における消費者行政の推進について（通達）」)
〃 43 年 5 月　消費者保護基本法公布、割賦販売法改正
〃 45 年 10 月　国民生活センター設置
〃 46 年 4 月　市消費生活相談員制度の発足（消費生活相談窓口開設）
〃 47 年 4 月　市商工課に消費者行政専門の担当係設置
〃 47 年 6 月　割賦販売法改正（クーリングオフ創設）
〃 51 年 6 月　訪問販売法公布（12 月施行）
〃 51 年 10 月　計量の「特定市」に指定
〃 52 年 4 月　不用品紹介制度の発足、くらしの通信講座開始
〃 55 年 2 月　テレホンサービス「くらし情報」を開設（H2.3 月終了）
〃 57 年 2 月　豊田市消費者グループ連絡会設立（H28.3 月解散）
〃 59 年 4 月　国民生活センター「PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)」運用開始
〃 60 年 7 月　産文センターに豊田消費生活センター開設、消費生活係移転(H 元.3 月本庁へ)
平成 元年 4 月　消費生活センターの管理を消費者グループ連絡会に委託（H28.3 月終了）
〃 4 年 5 月　計量法公布
〃 5 年 11 月 計量法改正（11 月 1 日を「計量の日」に）
〃 12 年 5 月　消費者契約法公布（H13.4 月施行）
〃 12 年 11 月 特定商取引法改正（「訪問販売法」を改称）・割賦販売法改正
〃 14 年 4 月　「豊田消費生活センター規則」施行(H28.3 廃止)、産文センターから現在地へ移転
〃 16 年 6 月　消費者基本法改正（「消費者保護基本法」を改称）
消費者基本計画策定(H17.4～H2.3 月、二次：～H27.3 月、三次：～R2.3 月)
〃 18 年 4 月　消費生活センターに職員常駐（消費生活担当廃止）
〃 21 年 6 月　消費者安全法公布（ 9 月消費者庁発足）
〃 22 年 1 月　「消費者ホットライン」運用開始（H27.7 月～「188（いやや）」）
〃 24 年 8 月　消費者教育推進法公布、特商法・消費者基本法・消費者安全法改正
〃 26 年 6 月　消費者安全法改正（H28.4 月施行「消費生活相談員資格試験制度」）
〃 28 年 4 月　「豊田消費生活センター条例」施行
〃 28 年 5 月　特定商取引法改正（H29.12 月施行）、消費者契約法改正（6 月施行）
〃 28 年 12 月 割賦販売法改正（H30.6 月施行）
〃 29 年 5 月　民法一部（債権法）改正（R2.4 月施行）
〃 30 年 6 月　消費者契約法改正（R 元.6 月施行）
〃 30 年 12 月 チケット不正転売禁止法公布（R 元.6 月施行）
令和 2 年 6 月　割賦販売法改正（R3.4 月施行）
〃 2 年 6 月　個人情報保護法改正（R4.4 月施行）
〃 2 年 12 月 特定商取引法改正（即日施行）
〃 3 年 6 月　特定商取引法改正（R4.6 月一部施行）
〃 3 年 6 月　預託法改正（R4.6 月施行）
〃 7 年 4 月　消費生活センターの所管を産業部商業観光課から市民部市民相談課に変更

（２）組織

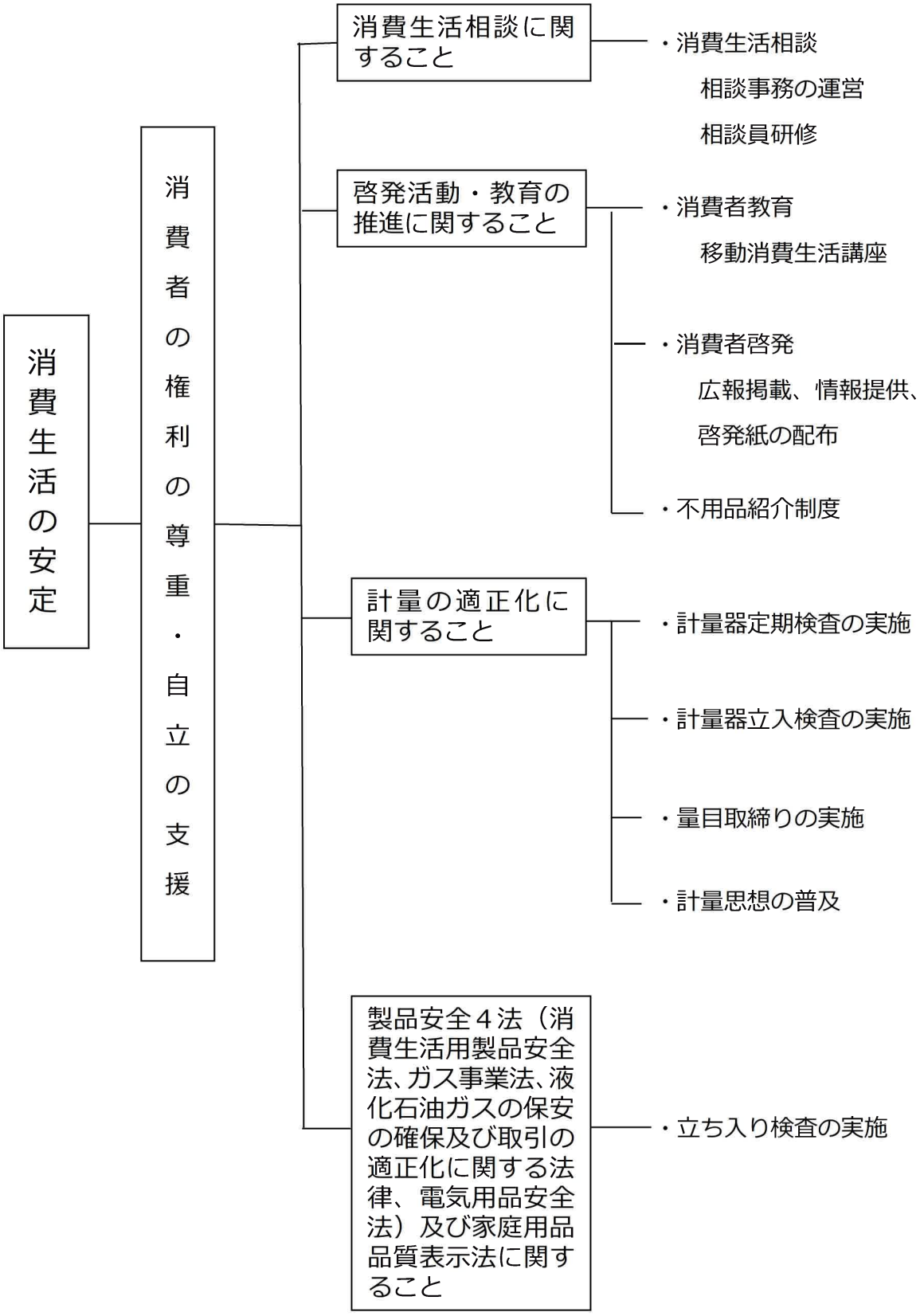
市民部 ――― 市民相談課 ――― 市民相談担当
　　└――― 消費生活センター
　　（施設名：豊田消費生活センター）
産業部 ――― 産業振興課 ――― 事業支援担当（計量検査所）

（３）決算の概要

令和７年度　54,902,909 円　　（令和６年度　47,732,837 円）

1 消費生活相談員等人件費	27,307,508 円	（22,404,600 円）
会計年度任用職員　11 人		
2 消費者行政推進費	1,230,590 円	（ 1,179,534 円）
3 消費者啓発費	5,127,450 円	（ 4,934,512 円）
4 豊田消費生活センター費	13,355,095 円	（13,294,095 円）
5 計量行政推進費	7,882,266 円	（ 5,920,096 円）

（４）体系


消費生活の安定
消費者の権利の尊重・自立の支援
消費生活相談に関すること
・消費生活相談
相談事務の運営
相談員研修
啓発活動・教育の推進に関すること
・消費者教育
移動消費生活講座
・消費者啓発
広報掲載、情報提供、
啓発紙の配布
・不用品紹介制度
計量の適正化に関すること
・計量器定期検査の実施
・計量器立入検査の実施
・量目取締りの実施
・計量思想の普及
製品安全４法（消費生活用製品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、電気用品安全法）及び家庭用品品質表示法に関すること
・立ち入り検査の実施

2　消費生活相談概要

＊消費生活相談＊

消費者の安全と利益を確保するため、専門相談員７名による適切なアドバイス、及び情報提供、あっせん・苦情処理を行っています。

①相談日：月～金曜日　午前１０時～午後６時（受付 10:00～17:15）
　　土曜日　　午前１０時～午後５時（受付 10:00～16:30／電話のみ）
　　※祝日、振替休日、年末年始を除く

②場　所：豊田消費生活センター（T-FACE A 館７階）

（１）消費生活相談件数：3,135 件　　対前年比：112.7%

・令和６年度の相談件数は 2,781 件で、前年度から１割ほど増加した。
・化粧品や健康食品等の定期購入に関する相談が 315 件で依然として多く、相談件数の 1 割を占めた（令和 6 年度は 330 件）。
・定期購入の相談のうち契約当事者を年代別にみると、50 歳以上の年代が 258 件と非常に多く、全体の約 8 割（82%）を占めている。
・契約当事者の年齢は、依然として 70 歳以上の割合が最も高く、全体の 27%であった（令和 6 年度も 27%）
・「電話会社だが電話が繋がらなくなる」、「宅配業者だが荷物を届けに来たが留守だった」、「国の機関だが保険証が使えなくなる」、「警察だが身分証を持って出頭して欲しい」など、不審な電話の相談が多かった。

表１《年度別相談件数》

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	**6**	**7**
件数	2,445	2,900	2,893	2,733	2,764	2,517	2,671	2,692	2,781	**3,135**

表１－１《月別相談件数》

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
7年度	**253**	**263**	**267**	**255**	**247**	**241**	**300**	**280**	**242**	**281**	**218**	**288**	**3,135**
6年度	218	212	233	233	247	230	267	246	254	219	184	238	2,781
対前年度増減率	+16.1%	+24.1%	+14.6%	+9.4%	+0.0%	+4.8%	+12.4%	+13.8%	△4.7%	+28.3%	+18.5%	+21.0%	+12.7%

表１－２《曜日別相談件数》

曜日		月	火	水	木	金	土	計
7年度	件数	**595**	**550**	**571**	**538**	**586**	**295**	**3,135**
	構成比	**19.0%**	**17.5%**	**18.2%**	**17.2%**	**18.7%**	**9.4%**	**100.0%**
6年度	件数	525	530	541	482	490	213	2,781
	構成比	18.9%	19.1%	19.5%	17.3%	17.6%	7.7%	100.0%
対前年度増減率		+13.3%	+3.8%	+5.5%	+11.6%	+19.6%	+38.5%	+12.7%

表１－３《契約当事者の年代別相談件数》

年代		～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	計
7年度	件数	**71**	**331**	**306**	**400**	**560**	**481**	**806**	**180**	**3,135**
	構成比	**2.3%**	**10.6%**	**9.8%**	**12.8%**	**17.9%**	**15.3%**	**25.7%**	**5.7%**	**100.0%**
6年度	件数	59	275	281	337	466	462	702	199	2,781
	構成比	2.1%	9.9%	10.1%	12.1%	16.8%	16.6%	25.2%	7.2%	100.0%
対前年度増減率		+20.3%	+20.4%	+8.9%	+18.7%	+20.2%	+4.1%	+14.8%	△9.5%	+12.7%

表２－１《品目別相談件数》

品目		商品計	主なもの					サービス計	主なもの				他の相談計	計
			食料品	被服品	保健衛生	教養娯楽	住居品		金融保険サービス	運輸通信サービス	教養娯楽サービス	保健福祉サービス		
7年度	件数	**1,574**	**229**	**158**	**293**	**209**	**138**	**1,527**	**231**	**308**	**247**	**148**	**34**	**3,135**
	構成比	**50.2%**	**7.3%**	**5.0%**	**9.3%**	**6.7%**	**5.2%**	**48.7%**	**7.4%**	**9.8%**	**7.9%**	**4.7%**	**1.1%**	**100.0%**
6年度	件数	1,476	206	126	296	196	144	1,279	155	224	223	159	26	2,781
	構成比	53.1%	7.4%	4.5%	10.6%	7.0%	5.2%	46.0%	5.6%	8.1%	8.0%	5.7%	0.9%	100.0%
対前年度増減率		+6.6%	+11.2%	+25.4%	△1.0%	+6.6%	△4.2%	+19.4%	+49.0%	+37.5%	+10.8%	△6.9%	+30.8%	+12.7%

※主な商品等

食　料　品：健康食品 119 件、魚介類 28 件、米 15 件、菓子類 8 件、調理食品 8 件 など

被　服　品：洋服 56 件、アクセサリー 18 件、かばん 15 件、婦人下着 13 件、靴 7 件 など

保健衛生品：化粧品 209 件、医薬品 31 件、メガネ・コンタクトレンズ 7 件 など

教養娯楽品：携帯電話 22 件、パソコン 17 件、時計類 12 件、パソコン周辺機器 9 件 など

住　居　品：扇風機 13 件、布団類 10 件、電気掃除機類 8 件、ﾌﾗｲﾊﾟﾝ 7 件、家具類 7 件 など

金融保険ｻｰﾋﾞｽ：他の金融関連ｻｰﾋﾞｽ 72 件、ﾌｧﾝﾄﾞ型投資商品 51 件、ﾌﾘｰﾛｰﾝ･ｻﾗ金 34 件、生命保険 12 件、金融ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ 12 件 など

運輸通信ｻｰﾋﾞｽ：固定電話ｻｰﾋﾞｽ 87 件、移動通信ｻｰﾋﾞｽ 87 件、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続回線 62 件、宅配便ｻｰﾋﾞｽ 15 件、放送関連 13 件 など

教養娯楽ｻｰﾋﾞｽ：インターネットゲーム 28 件、出会い系サイトアプリ 19 件、アダルト情報 16 件、音楽・映像配信ｻｰﾋﾞｽ 15 件 など

保健福祉ｻｰﾋﾞｽ：エステティックサービス 53 件、医療サービス 33 件、歯科治療 11 件 など

表２-２《商品・役務等別相談件数》

順位		1位	2位	3位	4位	5位	5位	7位	8位	8位	10位
7年度	商品等	**商品一般※1**	**化粧品**	**健康食品**	**他の役務サービス※2**	**固定電話サービス**	**移動通信サービス**	**修理サービス**	**他の金融関連サービス※3**	**賃貸アパート**	**四輪自動車**
	件数	**357**	**209**	**119**	**105**	**87**	**87**	**77**	**72**	**72**	**66**
6年度	件数	326	228	122	89	41	62	63	44	75	56
対前年度増減数		+31	△19	△3	+16	+46	+25	+14	+28	△3	+10

※用語の説明

※1「商品一般」の内訳　　：身に覚えのない請求・送付物、迷惑メール等

※2「他の役務サービス」の内訳　：質問サイト、パソコンウイルス駆除、ロードサービス等

※3「他の金融関連サービス」の内訳：暗号資産、クレジットカード等

（２）消費生活相談のうち特殊販売（訪問販売等）について

①特殊販売件数　　1,757 件　（前年度 1,529 件）

②消費生活相談件数における特殊販売の割合　56.0 %　（前年度 55.0 %）

表３－１《店舗形態別相談件数》

店舗形態		店舗購入	店舗外取引								不明・無関係	計
				訪問販売	通信販売	マルチ商法	電話勧誘販売	送り付け商法	訪問購入	その他		
7年度	件数	**570**	**1,757**	**226**	**1,225**	**22**	**223**	**5**	**29**	**27**	**808**	**3,135**
	構成比	**18.2%**	**56.0%**	**7.2%**	**39.1%**	**0.7%**	**7.1%**	**0.2%**	**0.9%**	**0.9%**	**25.8%**	**100.0%**
6年度	件数	576	1,529	234	1,068	21	151	9	23	23	676	2,781
	構成比	20.7%	55.0%	8.4%	38.4%	0.8%	5.4%	0.3%	0.8%	0.8%	24.3%	100.0%
対前年度増減率		△1.0%	+14.9%	△3.4%	+14.7%	+4.8%	+47.7%	△44.4%	+26.1%	+17.4%	+19.5%	+12.7%

表３－２《年代別の店舗形態別相談件数》　（令和７年度）

店舗形態		店舗購入	店舗外取引	訪問販売	通信販売	マルチ商法	電話勧誘販売	送り付け商法	訪問購入	その他無店舗	不明・無関係	計
～10代	件数	16	51	2	48	0	0	0	0	1	4	71
	構成比	22.5%	71.8%	2.8%	67.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	5.6%	100.0%

商品等別相談件数　：　インターネットゲーム 10件、健康食品 6件、化粧品 6件、洋服 ６件 など

店舗形態		店舗購入	店舗外取引	訪問販売	通信販売	マルチ商法	電話勧誘販売	送り付け商法	訪問購入	その他無店舗	不明・無関係	計
20代	件数	101	177	35	98	8	29	1	0	6	53	331
	構成比	30.5%	53.5%	10.6%	29.6%	2.4%	8.8%	0.3%	0.0%	1.8%	16.0%	100.0%

商品等別相談件数　：　エステティックサービス 34件、商品一般 20件、賃貸アパート 19件、他の役務サービス 15件、内職・副業その他 12件、移動通信サービス 11件 など

店舗形態		店舗購入	店舗外取引	訪問販売	通信販売	マルチ商法	電話勧誘販売	送り付け商法	訪問購入	その他無店舗	不明・無関係	計
30代	件数	73	178	22	118	3	31	0	0	4	55	306
	構成比	23.9%	58.2%	7.2%	38.6%	1.0%	10.1%	0.0%	0.0%	1.3%	18.0%	100.0%

商品等別相談件数　：　商品一般 20件、内職・副業その他 16件、賃貸アパート 15件、四輪自動車 16件、移動通信サービス 11件、エステティックサービス 10件 など

店舗形態		店舗購入	店舗外取引	訪問販売	通信販売	マルチ商法	電話勧誘販売	送り付け商法	訪問購入	その他無店舗	不明・無関係	計
40代	件数	90	227	25	169	2	24	1	1	5	83	400
	構成比	22.5%	56.8%	6.3%	42.3%	0.5%	6.0%	0.3%	0.3%	1.3%	20.8%	100.0%

商品等別相談件数　：　商品一般 23件、化粧品 22件、賃貸アパート 17件、四輪自動車 16件、その他役務サービス 13件、移動通信サービス 11件 など

店舗形態		店舗購入	店舗外取引	訪問販売	通信販売	マルチ商法	電話勧誘販売	送り付け商法	訪問購入	その他無店舗	不明・無関係	計
50代	件数	90	334	25	265	4	32	2	3	3	136	560
	構成比	16.1%	59.6%	4.5%	47.3%	0.7%	5.7%	0.4%	0.5%	0.5%	24.3%	100.0%

商品等別相談件数　：　化粧品 65件、商品一般 61件、健康食品 25件、他の役務サービス 19件、洋服 18件、インターネット接続回線 15件、修理サービス 15件 など

店舗形態		店舗購入	店舗外取引	訪問販売	通信販売	マルチ商法	電話勧誘販売	送り付け商法	訪問購入	その他無店舗	不明・無関係	計
60代	件数	62	293	30	226	1	24	1	9	2	126	481
	構成比	12.9%	60.9%	6.2%	47.0%	0.2%	5.0%	0.2%	1.9%	0.4%	26.2%	100.0%

商品等別相談件数　：　商品一般 75件、化粧品 50件、健康食品 20件、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続回線 11件、ファンド型投資商品 11件、その他役務サービス 11件 など

店舗形態		店舗購入	店舗外取引	訪問販売	通信販売	マルチ商法	電話勧誘販売	送り付け商法	訪問購入	その他無店舗	不明・無関係	計
70代～	件数	121	434	80	252	2	78	0	16	6	251	806
	構成比	15.0%	53.8%	9.9%	31.3%	0.2%	9.7%	0.0%	2.0%	0.7%	31.1%	100.0%

商品等別相談件数　：　商品一般 97件、固定電話サービス 61件、化粧品 52件、健康食品 49件、他の役務サービス 34件、移動通信サービス 32件、修理サービス 26件など

店舗形態		店舗購入	店舗外取引	訪問販売	通信販売	マルチ商法	電話勧誘販売	送り付け商法	訪問購入	その他無店舗	不明・無関係	計
不明	件数	17	63	7	49	2	5	0	0	0	100	180
	構成比	9.4%	35.0%	3.9%	27.2%	1.1%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	55.6%	100.0%

店舗形態		店舗購入	店舗外取引	訪問販売	通信販売	マルチ商法	電話勧誘販売	送り付け商法	訪問購入	その他無店舗	不明・無関係	計
合計	件数	570	1,757	226	1,225	22	223	5	29	27	808	3,135
	構成比	18.2%	56.0%	7.2%	39.1%	0.7%	7.1%	0.2%	0.9%	0.9%	25.8%	100.0%

表３－３《店舗外取引に関する相談の多い商品等別件数》

①訪問販売

	商品等	修理サービス	インターネット接続回線	他の役務サービス	屋根工事	電気
7年度	**件数**	**39**	**15**	**11**	**10**	**10**
6年度	件数	32	9	11	10	3

②通信販売

	商品等	化粧品	健康食品	商品一般	洋服	他の役務サービス
7年度	**件数**	**190**	**98**	**80**	**50**	**41**
6年度	件数	210	100	64	39	35

③マルチ商法

	商品等	化粧品	健康食品	商品一般
7年度	**件数**	**7**	**5**	**2**
6年度	件数	3	4	1

④電話勧誘販売

	商品等	他の役務サービス	商品一般	魚介類	インターネット接続回線	移動通信サービス
7年度	**件数**	**34**	**25**	**24**	**14**	**14**
6年度	件数	12	18	10	14	7

⑤送り付け商法

	商品等	かばん	他の身の回り品	化粧品	婦人下着	玩具・遊具
7年度	**件数**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**
6年度	件数	0	0	0	1	0

⑥訪問購入

	商品等	商品一般	アクセサリー	季節行事用品
7年度	**件数**	**9**	**5**	**2**
6年度	件数	5	4	0

（３）被害回復額

	令和７年度		令和６年度	
未然防止額	21,548,385 円	33 件	17,785,165 円	46 件
回復（ｸｰﾘﾝｸﾞ・ｵﾌ）	112,622,105 円	82 件	41,896,700 円	73 件
回　復	29,299,428 円	220 件	47,696,838 円	205 件
合　計	163,469,918 円	335 件	107,378,703 円	324 件

（４）斡旋件数

	令和７年度	令和６年度
斡旋解決	228 件	186 件
斡旋不良	38 件	27 件
合　計	266 件	213 件

（５）弁護士相談

消費生活センターで受け付けた消費生活相談の中で、法律等の専門知識が必要な案件について、顧問弁護士から専門的な立場で適宜、適切な助言を受けています。

①弁護士相談件数　　14 件　（令和６年度　20 件）

②事例研究会の開催　　12 回　（令和６年度　12 回）

3　啓発活動・教育の推進

（１）消費者教育

ア　移動消費生活講座（「消費者被害未然防止講座」）

市内各地で自主的に活動している団体及び事業所に勤務している社員等に対し、消費生活を送る上で必要な知識、情報、技術を提供するため、移動消費生活講座を開催しています。

講座は、消費生活相談員による講話及び劇団・笑劇派による寸劇、または落語家による落語の構成を基本としており、受講者に理解し易い内容となっています。

令和７年度　講座回数：30 回　受講者数：1,949 名
令和６年度　講座回数：29 回　受講者数：1,931 名

◆受講者の内訳

区　　分	講座回数	受講者数	備　　考
企業など	2 回	132 名	新入社員・団体職員ほか
地域住民	17 回	873 名	高齢者ほか
学校関係	11 回	944 名	児童、生徒、保護者、教員
計	30 回	1,949 名	

イ　メディア活用による啓発

「ひまわりネットワーク」及び「エフエムとよた」を活用して消費者被害を未然に防止するため、悪質商法の事例を放送しました。

・期　間　　令和７年４月１日～令和８年３月 31 日
・内　容　　テレビでは、５分間の番組「豊田消費生活センターインフォメーション」を年間 1,250 回、ラジオでは、１分間のＣＭ「豊田消費生活センターワンポイントアドバイス」を年間 365 回放送して、具体的な事例を紹介し、被害の未然防止及び消費生活センターの周知を図りました。

（２）省資源・省エネ

＊不用品紹介制度＊

家庭にある使用していない不用品を、必要とする人に譲ることより、無駄のない消費生活、物を大切にすること、リユース及びリサイクルの普及を目的として、豊田市ホームページで情報提供を行っています。（https://www.city.toyota.aichi.jp/）

豊田消費生活センターでは、全登録品を掲示しています。

ア　内容

・不用品を譲りたい、もしくは譲って欲しいと希望する人が市に登録をします。
（譲受側登録／登録期間は３か月間、品物は家庭で保管）
・登録された不用品の中から、一致する品物を電話で譲受側登録者に連絡します。
・連絡を受けた登録者が相手方と直接話し合い、まとまれば品物を譲り受けます。

（費用は譲受者が負担）

イ　登録方法

電話又は口頭で「豊田消費生活センター　不用品紹介窓口」に申込みを行います。

所 在 地：豊田市若宮町１－57－１　T-FACE A 館 7 階

電　　話：0565－33－2447

受付時間：平日　午前 10 時～午後６時

ウ　利用状況　（令和７年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
登録件数	32	25	28	16	21	32	26	16	22	26	19	25	288
さしあげます	5	7	9	2	9	10	8	5	4	9	3	12	83
譲ります	6	4	5	3	2	9	6	2	4	5	1	1	48
譲って下さい	21	14	14	11	10	13	12	9	14	12	15	12	157
成　立	8	4	2	3	2	1	3	4	3	1	6	2	39

エ　利用比較

区　分	令和７年度	令和６年度	対前年度比
登録件数	288	337	85.5%
成立件数	39	60	65.0%
成立率	13.5%	17.8%	△4.3%

オ　不用品登録件数上位品目

令和７年度

1	大人用自転車
2	制服
3	家電
4	リビング・ダイニング
5	手芸
6	ガーデン菜園用品
6	高齢者用品
8	成人服
8	オーディオ
10	台所用品
10	介護用品

令和６年度

1	リビング・ダイニング家具
2	大人用自転車
2	ガーデニング・菜園用品
4	制服
5	健康器具
6	鍵盤
6	学習関連用品
6	ベッド
6	手芸
10	ラック
10	成人服

４　計量の適正化

＊計量情報＊

（１）計量器定期検査の実施

商店、工場等において取引・証明（営業）用に使用している計量器は、計量法の規定により、２年に１回の定期検査の受検が義務付けられています。

当市では、定期検査を実施することにより、適正な計量器の使用確保に努めています。

◆検査区域　　＜小型計量器検査＞

偶数年度・・・４月　　稲武地区

９、１０月　旧挙母・高橋・松平地区

奇数年度・・・４月　　旭・足助・小原・下山・藤岡地区

９、１０月　上郷・猿投・高岡・保見・石野地区

＜大型計量器検査＞

毎年度　・・・５、１２月

◆検査結果（令和７年度実績）

検査形態	検査期間（日数）	検査戸数	検査数	不合格数
小型計量器検査 ※１	４月（16 日間） ５月（ ３日間） ９月（19 日間） 10 月（14 日間） 12 月（ ５日間）	381	1,143	11
大型計量器検査 ※２	５月（ ３日間） 12 月（5 日間）	18	30	0
計		399	1,173	11

不合格の計量器は取引及び証明に使用できない旨を伝え、検定証印を抹消しました。

※１　ひょう量 500kg 以下の計量器（電子天びん、台ばかり等）

※２　ひょう量 500kg を越える計量器（トラックスケール等）

（２）量目検査状況

【量目検査】

市内スーパー等において、「特定商品」が正しく計量されて販売されているか年２回調査しています。

◆中元期　調査日　令和７年８月 22 日・25 日・29 日　　調査店舗数　５店舗

商品分類	検査点数	不正点数（不足）	不正率（不足率）
食肉類	36	0	0.0%
食肉類の加工品	4	0	0.0%
魚介類	32	0	0.0%
魚介類の加工品	12	0	0.0%
野菜類	36	1	2.8%
野菜類の加工品	4	0	0.0%
調理食品	0	0	0.0%
その他の調理食品	48	0	0.0%
茶類	4	0	0.0%
菓子類	8	0	0.0%
麺類	12	0	0.0%
その他	4	0	0.0%
計	200	1	0.5%

◇年末年始期　調査日　令和７年 12 月４日・12 日・19 日　　調査店舗数　５店舗

商品分類	検査点数	不正点数（不足）	不正率（不足率）
食肉類	36	0	0.0%
食肉類の加工品	8	0	0.0%
魚介類	16	0	0.0%
魚介類の加工品	16	0	0.0%
野菜類	24	0	0.0%
野菜類の加工品	0	0	0.0%
調理食品	0	0	0.0%
その他の調理食品	60	0	0.0%
茶類	4	0	0.0%
菓子類	16	0	0.0%
麺類	12	0	0.0%
その他	8	0	0.0%
計	200	0	0.0%

（３）計量器有効期限切れの防止

【燃料油メーター有効期限確認に係るリーフレットの配布】

市内の燃料油メーターを所持している事業所に対しリーフレットを配布し、燃料油メーターの有効期限切れに対する注意喚起や、検定の申込み方法について周知を図っています。

5　製品安全４法及び家庭用品品質表示法

＊立入検査の実施＊

製品安全４法（消費生活用製品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、電気用品安全法）及び家庭用品品質表示法の規定により、「製造・輸入・販売事業者は、PS マークの表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならない」と定められています。

当市では、消費者の保護を図るため、毎年、販売事業所への立入検査をしています。

◇検査区域　　市内全域

◇検査結果

（令和７年度実績）

検査形態	検査日	事業者数	検査数	不合格数
消費生活用製品安全法	2/16	1	34	0
ガス事業法	2/16,2/19	3	7	0
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	2/16,2/19	3	8	0
電気用品安全法	2/16,2/19	4	22	0
家庭用品品質表示法	2/16,2/19	8	34	0
計		19	105	0

（令和６年度実績）

検査形態	検査日	事業者数	検査数	不合格数
消費生活用製品安全法	2/4	2	4	0
ガス事業法	2/3,2/4	10	4	0
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	2/3,2/4	4	26	0
電気用品安全法	2/3,2/4	8	38	0
家庭用品品質表示法	2/3,2/4	3	30	0
計		27	102	0

6　豊田消費生活センター



豊田消費生活センターは、消費者への情報提供や苦情の処理などを行い、消費者自身が生活改善を図るための活動をしていただく総合施設です。

平成 28 年 3 月市議会において豊田消費生活センター条例が議決され、平成 28 年 4 月から開館日時等を変更しました。

豊田市ホームページ（ https://www.city.toyota.aichi.jp/ ）

①所在地　　〒471-0026
愛知県豊田市若宮町１丁目 57 番地１　T-FACE A 館７階
相談受付用電話　（０５６５）３３－０９９９
不用品専用電話　（０５６５）３３－２４４７
ファクス　（０５６５）３３－０９９８

②開所年月日　昭和６０年７月６日（平成 14 年４月１日現在地へ移転）

③延床面積　１６０．１２㎡

④開館日・受付時間＜日・祝日、年末年始を除く＞
ア）消費生活相談　・月～金　：午前１０時～午後５時１５分
・土(電話のみ)：午前１０時～午後４時３０分
イ）不用品紹介　・月～金　：午前１０時～午後６時

◆来場者数　(単位：人)

月／年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
7年度	**337**	**314**	**329**	**362**	**345**	**301**	**318**	**253**	**300**	**290**	**300**	**318**	**3,767**
6年度	421	394	405	464	411	377	404	381	396	371	357	388	4,769